

ご契約者の皆様へ



## 自動車共済制度改定のお知らせ

日頃より、東北自動車共済協同組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
さて、当組合では令和5年1月1日共済開始のご契約から自動車共済制度の改定を実施いたしました。  
主な改定内容を以下のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 1. ノンフリート等級別割引・割増率の改定

ノンフリート等級別割引・割増率を下記のとおり改定いたしました。等級によっては前年無事故により1等級上がった場合でも、前年度より今年度の割引率が低くなる場合がございますのでご注意ください。

【改定前】		単位%																			(新規契約)	
等級	割増			割引																割増	割引	
無事故	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	6S	7S
事故有	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63	4	34
							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44		



【改定後】		単位%																			(新規契約)	
等級	割増				割引																割増	割引
無事故	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	6S	7S
事故有	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63	3	38
							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51		

### 2. 「運転者本人限定特約」の新設と「運転者本人・配偶者限定特約」の改定

ご契約のお車を運転する方を記名被共済者ご本人に限定する「運転者本人限定特約」を新設いたしました。  
ご本人以外の方が運転されて事故を起こされた場合には共済金のお支払いが出来なくなりますのでご注意ください。

また「運転者本人限定特約」の新設に伴い、「運転者本人・配偶者限定特約」の割引率を改定いたしました。

	運転者本人限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
【改定前】	—	7%
【改定後】	8%	6%

### 3. 配偶者定義の改定

戸籍上の性別が同一により法律上の夫婦と認められない同性パートナーについても、配偶者として取扱うよう改定いたしました。

### 4. 「入通院定額給付金」の新設

人身傷害における傷害一時金(入通院定額給付金)制度を新設いたしました。自動車事故により、治療(入通院日数が5日以上)となった場合は、入通院定額給付金として10万円をお支払いいたします。

ただし、5日目の入院または通院の日が事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

## 5. 「車対車事故・危険限定特約」の補償範囲の拡大

あて逃げや動物<sup>\*</sup>との接触・衝突による損害を補償対象に追加（補償範囲の拡大）いたしました。

	あて逃げ	動物 <sup>*</sup> との衝突 または接触	ご契約のお車の所有者 が所有する他の自動車
【改定前】	×	×	×
【改定後】	○	○	○

<sup>\*</sup>人を除きます。

## 6. 「代車費用特約」・「代車費用の補償日数に関する特約」の新設

「事故・故障時代車費用特約」および「ロードアシスタンス代車費用特約」が廃止となり、代車費用を事故・故障ともに15日補償する「代車費用特約」を新設いたしました。

また、事故時の補償日数を30日に延長する「代車費用の補償日数に関する特約」を新設いたしました。

## 7. 「車両新価特約」の改定

「満期日の属する月が初年度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月以内」のご契約に適用していましたが、「73か月以内」の期間に拡大いたしました。

## 8. 「車両超過修理費用特約」の改定

「満期日の属する月が初年度登録(検査)年月の翌月から起算して37か月を超える」ご契約に適用していましたが、25か月を超える期間に短縮いたしました。

## 9. 「車両積載動産特約」の新設

「事業用動産特約」および「財物損害特約」が廃止となり、「車両積載動産特約」を新設いたしました。

## 10. 共済掛金率の改定

近年の共済金のお支払い状況を踏まえ、共済掛金率の改定を行ないました。ご契約の共済掛金につきましては、満期のご案内等をご確認ください。

なお、ご契約条件によって共済掛金が引き上げとなる場合と引き下げとなる場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



えがお・つなぐ  
**TAM**

**東北自動車共済協同組合**  
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

【本部】〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号  
TEL 022-264-1188 FAX 022-264-1166  
<https://www.tohokujikyoku.jp/>

車両入替等が発生した場合 **0120-88-6250** 事故が発生した場合 **0120-24-6250** 24時間 ムジコ

■このリーフレットは、自動車共済制度改定の概要を説明したものです。詳しくは、共済代理所または当組合へお問い合わせください。

●お問い合わせ